

平成26年度税制改正大綱

平成25年12月12日、「平成26年度税制改正大綱(以下、「12月大綱」)」が与党により正式決定されました。10月1日に既に決定済みの「民間投資活性化等のための税制改正大綱(以下、「10月大綱」)」に続く第2弾の税制改正大綱です。12月大綱には10月大綱における決定事項も再掲されていますが、それらの内容については、10月15日付けの弊法人ニュースレターをご参照ください。本稿においては、12月大綱に新たに盛り込まれた主要な改正項目について説明いたします。

1. 法人課税

- ▶ 復興特別法人税の一年前倒し廃止が正式に決定されました。この廃止により、平成26年4月より、法人税(東京都、地方税含む)の実効税率は38.01%から35.64%に低下します。さらなる法人実効税率の引下げについても、引き続き検討が進められます。
- ▶ 企業の交際費について、飲食費(社内接待費を除く)に限り、支出する費用の額の50%が損金として認められることとなります。中小法人については、現行の定額控除(800万円)との選択制となります。
- ▶ 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例が恒久化されます。
- ▶ 大法人の欠損金繰戻還付制度の不適用措置が2年延長されます。
- ▶ 土地譲渡益重課の適用停止措置が平成29年3月31日まで延長されます。
- ▶ 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の税制優遇措置(特別償却、税額控除)が創設されます。



2. 消費課税

- ▶ 消費税の軽減税率制度については、必要な財源を確保しつつ、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率10%時に導入されます。今後、引き続き、与党税制協議会において、制度の導入に係る詳細な内容について検討がなされ、平成26年12月までに結論を得て、与党税制改正大綱が決定されます。
- ▶ 簡易課税制度の「みなし仕入率」が見直されます。「金融業及び保険業」のみなし仕入率が60%から50%に、「不動産業」のみなし仕入率が50%から40%に、それぞれ引き下げられます。平成27年4月1日以後に開始する課税期間から適用されます。
- ▶ クロス・ボーダー役務提供等に対する消費税の課税については、平成27年度税制改正に向けて具体的に検討されます。

3. 所得課税・資産課税

- ▶ 高所得者の給与所得控除が縮小されます。平成28年分より、給与収入1,200万円超のケースの給与所得控除の上限額が230万円になります。平成29年分からは、給与収入1,000万円超のケースの給与所得控除の上限額が220万円になります。
- ▶ 税制非適格ストックオプションを付与された従業員等が、そのストックオプションをその発行会社に譲渡した場合には、給与所得等として課税することとされます。
- ▶ ゴルフ会員権、リゾート会員権等の譲渡損失と他の所得との損益通算ができなくなります。
- ▶ 相続税の取得費加算の特例が見直されます。

4. 金融・証券課税

- ▶ 少人数私募債に係る利子で平成28年以後に支払いを受けるものは、総合課税の対象となります。
- ▶ NISA(日本版ISA、少額投資非課税制度)の利便性向上が図られます。

5. 国際課税

- ▶ 国際課税原則が見直されます。非居住者・外国法人に対する課税原則が、従来の「総合主義」からOECD承認アプローチ(AOA)に沿った「帰属主義」へ変更されます。これに応じた適切な課税を確保するために、必要な法整備が行われます。この改正は、平成28年4月1日以後に開始する事業年度の法人税について適用されます。
- ▶ 移転価格税制の対象となる非関連者を通じた取引の範囲に、役務提供取引等が追加されます。

6. 車体課税

- ▶ 自動車取得税(地方税)の税率が平成26年4月から引き下げられます。軽自動車は現在の3%が2%に、自家用普通自動車は現在の5%が3%になります。消費税率の10%への引上げが予定されている平成27年10月に、自動車取得税は廃止されます。
- ▶ 軽自動車税(地方税)の増税が行われます。平成27年4月以降に購入する新車が対象です。自家用乗用車は現行(7,200円)の1.5倍の10,800円に引き上げられます。

7. 地方課税

- ▶ 法人住民税の一部が「地方法人税(仮称)」として国税化されます。地方法人特別税(国税)については、規模が縮小されて法人事業税(地方税)に還元されます。

8. その他

- ▶ 国税不服申立制度が見直されます。処分に不服がある者は、直接審査請求ができることとなります。また、不服申立期間が「処分があったことを知った日の翌日から3月以内(現行:2月以内)」に延長されます。

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等ございましたら、下記までお問い合わせください。

EY税理士法人

コーポレート・コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い世界の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2013 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE CC20131216-3

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp